

## 【研究論文】

# ブシャール＝テイラー委員会による間文化主義の ケベック社会における受容に関する一考察

## On the reaction of Quebec society to the Bouchard-Taylor Commission report

荒木隆人

ARAKI Takahito

### Summary

The Bouchard-Taylor commission, set up by the Quebec government in response to a series of incidents concerning cultural differences in the mid-2000s, published the final report in May 2008. The report advocates “interculturalism”, a social integration policy for coexistence between French speaking majority and other ethnic minorities. Some of academics think highly of this interculturalism policy as an alternative to Canadian multiculturalism policy. However, the report’s recommendations were not readily accepted by the Quebec society, especially French speaking majority. Although studies have been made on criticism from Quebec academics and politicians against the report, few studies have focused on the reactions of Quebec social groups against the report. Therefore, the purpose of this study is to clarify the viewpoint of the interculturalism advocated by the Bouchard-Taylor commission report taking into consideration the criticism of the Société Saint-Jean-Baptiste, a major nationalist organization in Quebec. From the results of this study, it can be concluded that the interculturalism presented in the report by the Bouchard-Taylor commission will not adequately protect the unique culture of French speaking majority in a reasonable accommodation which is biased toward the judicialization of politics.

キーワード：間文化主義、社会統合、ブシャール＝テイラー委員会、サン・ジャン・バティスト協会

Mots-clés : Interculturalism, Social integration, The Bouchard-Taylor commission, Société Saint-Jean-Baptiste

### 1. はじめに

周知のように、ケベック社会では、2000年代以降のフランス語系マジョリティとエスニック文化マイノリティ (minorité ethnoculturelle)<sup>1</sup>の文化間の差異を巡る騒動(代表的な事件としては、ムスリム学生のヒジャブ<sup>2</sup>着用を巡る事件や、シク教

徒の学生が公立学校にキルパン<sup>3</sup>を携行したことによる事件、正統派ユダヤ教徒がシナゴークに近いYMCAジムのトレーニングルームを曇りガラスにするように要求した事件など<sup>4</sup>)を受けて、2007年2月ジャン・シャレ (Jean Charest) ケベック州首相による「文化的差異に関する調和の実践を巡る諮問委員会 (Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturelles)」が設立された。この委員会はその共同委員長であるジェラルド・ブシャール (Gérard Bouchard) とチャールズ・テイラー (Charles Taylor) の名称から、ブシャール＝テイラー委員会 (Commission Bouchard-Taylor) と呼ばれる。この委員会は、2008年5月、『未来の構築 — 調和の時 (Fonder l'avenir. Le temps de la conciliation)』と題した最終報告書の中で、異文化間の対立の調整のための社会統合政策として「間文化主義 (interculturalisme)」の主張や、政教分離の原理である「開かれたライシテ (laïcité ouverte)」などの提言を州政府に対して行った。ここで、間文化主義とは、ブシャール＝テイラー委員会の定義によれば、「ケベック州の主流社会の言語であるフランス語を文化間関係の共通言語とし、権利の保護に配慮しつつ多面的な方向性を開拓し、多様性と社会の中核をなすフランス語系の継続性の間に生まれる創造的緊張関係と社会的絆を保持しつつ、統合と参加を強調し、相互交流の実践を推奨するものである」とされる (Bouchard et Taylor, 2008, p. 121)。

このようなブシャール＝テイラー委員会の間文化主義政策の主張については、新しいケベック型の社会統合モデルとして積極的に歓迎する向きもある。例えば、ケベック政治の代表的な研究者であるアラン＝G・ガニョン (Alain-G. Gagnon) は、異文化集団をゲッター化させるとして多文化主義を批判し、間文化主義をフランス語系マジョリティとエスニック文化マイノリティとの積極的な市民的対話を通じて信頼関係を高めることを可能にする統合モデルとして積極的に評価している (ガニョン, 2015, p. 118)。この評価の背景として、間文化主義は、カナダを越えた世界の潮流の中でも多文化主義政策の行き詰まりを打破し、異文化集団のリベラルな統合を推進する新しい政策として注目されている事実がある (Bouchard, 2011, p. 432)<sup>5</sup>。

しかしながら、実際のケベック社会の文脈では、ブシャール＝テイラー委員会の間文化主義の提言は、大きな批判にも直面した。第一に、政治家のレベルでは、ブシャール＝テイラー委員会を設立したシャレ首相率いるケベック自由党政府は、ブシャール＝テイラー委員会の主要な提言である間文化主義の法制化も、「開かれたライシテ」についての白書の作成も実行しなかった (Gagnon, 2010, p. 11)。また、ケベック州議会はこの委員会の提言の一つである、ケベック州議会における十字架像の撤去にも全会一致で反対した。

加えて、ケベックの研究者からも委員会の主張は批判に晒された。批判の中心的論点は、フランス語系マジョリティ文化を核とする「共通文化 (une culture commune)」の理解を巡ってである。間文化主義の最大の特徴は、ブシャール＝テイラー委員会によれば、「統合 (intégration)」であるとされる (伊達, 2016, p. 16)。多文化主義は、マジョリティの文化の否定という前提に立つので、古い創設文化 (vieille culture fondatrice) の維持という観点が弱いとされる (Bouchard et Taylor,

2008, p. 121)。その点はピエール・トルドー (Pierre Trudeau) カナダ連邦首相が 1971 年に行った次のような多文化主義宣言、すなわち「カナダには公式の文化は存在しない。どの民族文化が優位に立つこともなく、全ての文化は平等である」という発言に端的に表れている。それに対して、間文化主義は、エスニック文化の多様性に配慮しながらも、共通言語としてのフランス語とフランス語系マジョリティの文化を中核として築きあげようとしている共通文化の維持を念頭に置いたものであることを強調する。

しかし、ブシャール＝テイラー委員会による「共通文化」の維持という政策では、フランス語系マジョリティの文化の保護にとっては十分ではないとする批判が提起されている。例えば、現在のケベック党の党首ジャン・フランソワ・リゼ (Jean-François Lisée) は、ブシャール＝テイラー委員会の主張する「共通文化」では、フランス語しかフランス語系マジョリティにとって保護されるものがないと批判する<sup>6</sup>。また、元ケベック民主行動党 (Action Démocratique du Québec) の党首マリオ・デュモン (Mario Dumont) は、ブシャール＝テイラー委員会の間文化主義の中では、マジョリティの文化が優位性を持っていないと批判する (Rocher et Labelle, 2010, p.194)。このような主張からは、間文化主義もまた、「統合」という観点が弱く、結局はカナダ連邦政府の多文化主義 (multiculturalisme) の考え方との違いが明確ではなくなってしまうという批判が提起されるのである。

また、ブシャール＝テイラー委員会の「共通文化」をフランス型の共和主義的文脈からとらえて批判する見方もある。ケベック大学モントリオール校 (Université du Québec à Montréal) のジョゼフ・イヴォン・テリオール (Joseph Yvon Thériault) は、ブシャール＝テイラー委員会の主張する間文化主義を次のように批判している。すなわち、そこではフランス語を共通の言語としながらも、主として、民主主義、人権憲章などに基づく普遍的な価値観による国民統合が目的となっていると指摘する (Thériault, 2010, p. 154)。テリオールは共同委員長の一人であるブシャールの思考には、ドイツの哲学者ユルゲン・ハーバーマス (Jürgen Habermas) の「憲法的愛国主義」(市民がネイションを参照することから生じる愛国主義ではなく、普遍的な価値観によって作られる愛国主義を抱くこと)の思考が反映されていると分析する<sup>7</sup> (Thériault, 2010, pp. 144-145)。

以上のように、ブシャール＝テイラー委員会の間文化主義を巡っては、種々の反対する理解が提示されている。伊達聖伸も指摘するように、間文化主義は多文化主義と共和主義の間の微妙な均衡の上に成り立っているために論争にさらされやすい性質のものである (伊達, 2016, p. 18)。しかしながら、ブシャール＝テイラー委員会の提言の実効性について何よりも重要な点は、この提言がケベック社会の現場からどのように扱われたのかという点であろう。ケベックの社会集団の中には、人権と青少年の権利委員会 (Commission des droits de la personne et des droits de la jeunesse) や、人権連盟 (Ligue des droits et libertés)、ケベック弁護士会 (Barreau du Québec) などの個人の権利保護を重視する団体や、ケベック・ムスリム連合 (Association Musulmane Québécoise) を始めとするアラブ・ムスリム諸団体は、ブ

シャル＝テイラー委員会の提言に賛同を示したが<sup>8</sup>、フランス語系マジョリティの文化の保護を重視するケベックの社会集団の多くはこの提言に対して批判を行っているからである<sup>9</sup>。事実、この委員会の提言の一つである、ケベック州議会から十字架像を撤去すべきという提言に関しては、*La Presse* 紙が2007年10月に行った世論調査によれば、ケベック州民の約70%が州議会の議事室から十字架を取り除くことに反対していた<sup>10</sup>。

このようなフランス語系マジョリティの文化の保持を目的とする社会集団の中で体系的な批判的言説を展開した団体の一つとして、サン・ジャン・バティスト協会 (*Société Saint-Jean-Baptiste*) が注目される。それは、創立が1834年に遡るケベック州における主要な保守的なナショナリスト団体である (*Lachapelle et al.*, 1993, p. 164)。サン・ジャン・バティスト協会は、ケベック・ネイションとしての「ケベック人 (*Québécois*)」の宣言で知られる1967年のフランス系カナダの公会議 (*États généraux du Canada français*) の開催や<sup>11</sup>、ケベック州におけるフランス語の公用語化に重要な役割を果たしている (*Levine*, 1990, p. 52)。今日では、ケベック州の祭日であるサン・ジャン・バティストの祭典の管理運営を担っている。このようなフランス語系マジョリティの文化の保持を長年主張してきた代表的な団体であるサン・ジャン・バティスト協会のモリシー (*Mauricie*) 支部によるブシャル＝テイラー委員会報告書に対する意見書を検討することで、ケベック社会がこのブシャル＝テイラー委員会をどのように受容したのかを図る一つの手がかりを得ることができるだろう。

本論文の構成は以下の通りとなる。まず、議論の前提として、ブシャル＝テイラー委員会の共同委員長であるジェラルド・ブシャルとチャールズ・テイラーの社会統合における見解を概観した上で、彼らの共同委員長としての最終報告書を、とりわけ彼らの「共通文化」の主張に焦点を当てながら検討する。その検討を踏まえて、ケベックにおいて、フランス語系マジョリティの文化の保護を主とする言説を行っているサン・ジャン・バティスト協会のブシャル＝テイラー委員会に対する意見書を手がかりにして、ブシャル＝テイラー委員会報告書の理論的問題点を明らかにする。

## 2. チャールズ・テイラー及びジェラルド・ブシャルの社会統合についての見解

「はじめに」で述べたように、2000年代半ばの一連の文化間の差異を巡る騒動を受けて設立された2007年のブシャル＝テイラー委員会<sup>12</sup>が最終報告書で依拠していたのが、間文化主義という社会統合モデルである。本章では、次章においてブシャル＝テイラー委員会の報告書を検討する前段階として、ブシャル＝テイラー委員会の共同委員長であるチャールズ・テイラーとジェラルド・ブシャルのそれぞれの社会統合についての理念を検討する。

さて、チャールズ・テイラーは、周知の通り、「承認の政治 (*Politics of recognition*)」の提唱で知られる哲学者である。彼は、近代社会における個人のアイデンティティの重要性を説いているが、個人のアイデンティティの形成は、重要な他者との対話

を通じてなされると考える。他者との間での理解可能性が存在する時に初めて、個人が選ぶ選択肢は意味をもつものとなる。一般的な自由主義は、まず個人の自由な選択が存在すると考えるが、この考え方をテイラーは否定する。

最初に意味の重要性の地平 (horizon of significance) があって、価値あるものとそれほどではないもの、さらにまったく価値のないものが区別され、それから選択が行われるにもかかわらず、(穏やかな相対主義の根底にある) 主観主義の原理は、意味の重要性の地平が前もって存在することを否定するのです (Taylor, 1991, p. 38) <sup>13</sup>。

テイラーはこの意味の地平の重要性を強調する。彼によれば、意味の地平を壊してしまうようなやり方では、自己の真のアイデンティティを獲得することはできない。重要な地平と照らし合わせることでしか、自己のアイデンティティを定義できないと主張する。従って、テイラーは意味の地平である共同体の歴史、自然、連帯の重要性を主張する。このような意味の地平を考慮しないような自由主義を彼は手続き的自由主義 (procedural model of liberalism) と定義している。これは、イギリスやアメリカ合衆国などの英語系諸国の政治哲学に源流をもつ、国家が善 (good) の内容に関して関与しない自由主義である。そのような自由主義に反対し、彼はもう一つの自由主義を選択する。それは、善の内容に関して国家が介入する自由主義である。テイラーによれば、ケベックの社会こそ、この自由主義に基づいているとする。

集目的目標を持つケベックのような社会は、このモデル〔引用者の注：手続き的自由主義〕に抵触する。ケベックの政府にとって、ケベックにおけるフランス語文化の存続と繁栄が善であることは、自明のことである。政治社会 (Political society) は、次の二者の間、すなわち我々の祖先の文化に忠実であり続けることに価値を置く人々と、自己発展という個人的な目標の名の下にここから逃れることを欲するかもしれない人々との間で、中立的立場をとらないのである (Taylor, 1993, pp. 175-176)。〔下線は引用者〕

上記の引用の具体的な事例として、彼は 1977 年のケベック州の言語法である 101 号法、すなわちフランス語憲章 (Charte de la langue française) を挙げている。フランス語憲章は、ケベック州の公用語をフランス語のみとする法律である。この法律はフランス語共同体の維持が個人の言語選択の自由よりも優先されるということの意味するが、テイラーは、以下の理由でこのフランス語憲章を支持する。すなわち、ケベックの社会で重要なことは、政府が単にすでに存在するフランス語を話す人々への便宜を提供するということではなく、将来、ケベックの地にフランス語の使用の機会を利用したいと望む人々の共同体が存在するようにするということである。つまり強い集目的目標をもつケベックのような社会では、社会というものは「善き

生」をどう定義するかによって組織のされ方が変わってくる可能性がある (a society can be organized around a definition of the good life) ののである (Taylor, 1993, p. 176)。

以上のように、彼は、ケベック社会に関して、フランス語共同体の将来にわたっての維持を何よりも重視し、フランス語系社会はこのような集目的目標を持っており、個人的権利よりも集目的権利を優先させる社会であると主張していた。それに対して、「ケベック州以外のカナダ (Rest of Canada)」の英語系の社会は手続き的自由主義の社会であり、個人的権利を優先させる社会であると規定していた。このように、英語系社会で優勢である、文化の差異を考慮しない自由主義に対して、テイラーは、意味の地平を成す文化の存続という集目的目標を取り込むような自由主義の擁護を行っている。

次に、ブシャールの社会統合に関する見解を検討しよう。彼は、ケベックを含むネイションの比較研究を行う研究で知られる著名な社会学者・歴史学者である。彼は、『ケベックの生成と「新世界」: 「ネイション」と「アイデンティティ」をめぐる比較史』の中で、新大陸における「新集合体」としてのケベックのネイションの歴史の変遷を跡付けている。彼によれば、ケベックのフランス語系ネイションは、1960年代以降の近代化の過程で、ケベック・ネイションに変質したとする。その新しいネイションを彼は以下のように定義する。

新しい概念としてのケベック・ネイションは、カトリックでありかつ先祖がフランス出身であることがケベックに帰属する条件である、という考え方を排除した。このネイションは、主として文化のレベルではフランス語を公用語とすること (これは1974年の第22号法で確立された) によって定義される。このネイションは、公用語としてのフランス語の共有という点の下に、ケベックの住民を特徴づけるあらゆるエスニック文化的多様性を認めるのである。それゆえ、ケベック・ネイションは、北米の歴史一いにしえのものも最近のものも一によって混ぜ合わされた独特のフランス語圏として、自らを位置付けるようになった…ケベックは多様性とアイデンティティを両立させ、同化とゲッター化の折衷方式としての間文化主義という考え方を導入し、それによって集目的統合を実現しようとしている。ケベックは、一つのネイションであると同時に、複数のネイションから構成されているともいえよう (Bouchard, 2001, p.170)。〔下線は引用者〕

以上の点からわかるように、ブシャールによるケベック・ネイションの定義は言語、すなわちフランス語を話すことが最重要であるとされる。さらに、このフランス語の共有という特徴に加えて、1975年に制定されたケベック人権憲章「人の権利と自由についてのケベック憲章 (Charte des droits et libertés de la personne)」の制定が一つのきっかけとなるケベック・アイデンティティの再構築の過程で、市民的要素 (基本的権利の擁護、民主主義) がネイションの定義の中核に加わったとされる。

以上のように、ブシャールにおけるナショナリズムには、ケベックの言語の共通

性と、普遍的な価値観に基づく歴史や文化を重要視するという点が見られる。ここでのネイションは、エスニック文化的多様性を尊重し、フランス語という共通言語を通じて、コミュニケーション、文化交流、通婚のダイナミズムを確立している。このネイションの「共通文化」は、多様なエスニック文化共同体間で根本的に共有される価値観やシンボルであり、それによって社会統合を目指すとされる (Bouchard, 1999, p. 68)。すなわち、ブシャールの見解は「リベラルな」<sup>14</sup> ネイションとしてケベックを捉えていると言えよう。

以上のようなテイラーとブシャールの見解には、両者ともに、単に個人の自律性にのみ基づく個人主義というのではなく、個人を構成する言語、文化、歴史を重要視する立場が貫かれている。さらに両者にはある共通点も見出せる。それは近代自由主義という思考を背景にもっているということである。テイラーも、近代の個人のアイデンティティの真正さという点から出発するが、その個人のアイデンティティは、文脈なき自己ではありえず、意味の地平を必要とする<sup>15</sup>。ここで、ケベックにおける意味の地平とは、現実には1960年代以降の近代化され自由主義化されたケベック社会の価値観であった。そのようなケベック社会の諸個人がもつ意味の地平を考慮するような自由主義をテイラーは念頭に置いているのである。ブシャールもまた、ネイションの議論からケベックの歴史、言語、文化を重視するが、その価値観は1960年以後の普遍的な価値観を重視する文化という点が強調される。以上のように、テイラーもブシャールもケベックの「共通文化」という点では、共に1960年代以降ケベック社会で現実化された近代の自由主義を土台にしているのである<sup>16</sup>。

### 3. ブシャール＝テイラー委員会における間文化主義の理念

では、二人が共同委員長となったブシャール＝テイラー委員会において、彼らの「共通文化」の概念がどのように間文化主義の理念に反映されているのかを検討してみよう。「はじめに」で述べた様に、間文化主義の定義においては、多様性と社会の中核をなすフランス語系文化との調整が重視されていた。委員会の最終報告書の中では、間文化主義が機能する枠組みはネイションとしてのケベックであるとされている。ケベックのネイションの定義を巡ってはケベックの政治史において多くの論争があったところであるが<sup>17</sup>、報告書では、ケベック・ネイションを意味する「ケベック人」の定義に関して答えは明瞭であるとしており、「ケベック人」とは、ケベック州という領域に住む全ての住民である (Tous les habitants du Québec sont des Québécois) とされている (Bouchard et Taylor, 2008, p. 121)。以上の定義のように、フランス語系住民とその他様々なエスニック文化マイノリティから構成されるケベック人は、それぞれの文化集団間の対話を行いながら、「共通文化」を作り上げるのが間文化主義の理念である。

それでは、その「共通文化」とは何か。それは、多元主義、平等（とりわけ男女の平等）、連帯性、ライシテ (laïcité)、差別の撤廃 (non-discrimination)、など1975年の「ケベック人権憲章」やカナダ1982年憲法の中に組み込まれている「権利と

自由に関するカナダ憲章（Canadian Charter of Rights and Freedoms）」に見出されるような近代的個人主義に基づく普遍的な価値観<sup>18</sup>の共有、及び共通の公用語としてのフランス語の共有である（Bouchard et Taylor, 2008, pp. 125-126）。従って、ケベックのネイションはこれらの普遍的な価値を共有するリベラルなネイションであるとされるのである。以上のことから、最終報告書が意味するケベックのアイデンティティは、ケベック州という領域に住むことを前提とし、共通の公用語としてのフランス語と人権を核とする普遍的な価値観を共有することというアイデンティティ理解であった。

ここで重要なことは、ブシャール＝テイラー委員会はケベックのフランス語系マジョリティの歴史的文化を無視しているわけではないことである。実際、報告書においてはケベックのフランス系カナダの過去から受け継いだアイデンティティは全く正当なものであり存続すべきであると述べられている（Bouchard et Taylor, 2008, p. 189）。しかしながら、注目すべきは、委員会が提示する歴史のアイデンティティについての理解である。ここで、委員会は「歴史化（historisation）」という概念を用いる。「歴史化」とは、普遍的な価値が、歴史における戦いやトラウマ、傷、成功、創設の行為のような過去や印象に残るような集団の経験と結びつけられることにより、所与の社会にとって具体的な意味を獲得する過程のことである（Bouchard et Taylor, 2008, p. 126）。すなわち、歴史の中で形作られてこそ、普遍的な価値観は所与の社会に受け入れられる。

ブシャール＝テイラー委員会は「平等」という普遍的な価値観を例に出して「歴史化」を説明している。例えば、「平等」という価値観はそれ自体は普遍的だが、それが意味をもつのは歴史性を帯びた時である。フランス語系ケベック人にとっては、「平等」という価値は、お互いに分け合うことが生存の条件であったフランス領植民地時代やその後の労働組合の闘争、女性運動の過程の中に根付いている。他方で、英語系ケベック人にとっては、「平等」は、彼らの自由主義的個人主義の中に根付いているし、アフリカ系アメリカ人や、アフリカ系カリブ人、およびアフリカ人を起源とする移民にとっては「平等」は、奴隷制の記憶の中にある。すなわち、それぞれの文化集団は、それぞれの歴史化の過程を通じて「平等」という普遍性を理解するとされる（Bouchard et Taylor, 2008, p. 126）。

このように、報告書では、ケベック・アイデンティティの根幹において普遍的価値観の共有という視点が強調されているが、フランス系カナダ人に固有の伝統や慣習についてはどのように考えられているのであろうか。報告書では、その事例として、クリスマスの儀式や、宗教的伝統、記念行事のような慣習や象徴的遺産が挙げられているが、それらを州政府はここ数十年で復活させ保護するように努めてきたと述べるに止まっている。集合的記憶に関しては、それは長い間の従属的地位からの解放運動や文化的マイノリティとしての生き残りというようなフランス系カナダ人の歴史に根付くものではあるが、全てのケベック人にとっても意義あるものとするために、普遍的価値に基づく集合的記憶を強調しなければならないとしている（Bouchard et Taylor, 2008, pp. 211-212）。以上のように、委員会はケベック・アイデ



ンティティの歴史的形成過程を重視したが、そのプロセスの中を貫いている普遍的価値の内容を抽出し、その普遍的価値の側面を強調したのである。

次に間文化主義の実践の面から、その特徴をさらに検討してみよう。先述したように、2000年代半ばからケベック州では一連の文化間の差異を巡る騒動が顕在化していたが、その騒動に際してどのような解決方法が採られたのであろうか。間文化主義の実践に関しては、委員会報告によれば、大別して「法的手段」と「市民的手段」の2つの方法があるとされる。1つ目の法的手段とは、「妥当な和解 (accommodement raisonnable)」と呼ばれる。「妥当な和解」とは、基本的に、法律を一律に適用した場合に差別が生じてしまうような事例に対して、当事者の平等を保障するために法を柔軟に適用することである (Bouchard et Taylor, 2008, p. 63)。その際に、特別な法の適用を求める「和解」を要求する根拠は、差別が実際に存在するかどうかである。その基準においても、「ケベック人権憲章」の10条に列挙されている項目 (人種、肌の色、性別、ジェンダー、妊娠、性的指向、戸籍、法によって規定された場合を除く年齢、宗教、政治的信条、言語、民族的出自、社会的条件、障害または障害を緩和するあらゆる手段) が援用される。ただし、この項目に一致する場合でも、「和解」の要求が認められるとは限らない。なぜなら、「和解」を実施する組織の側が特別な取り扱いを実施することで組織側が「過剰な負担」を負うことがないかどうかも基準となるからである。以上のような基準に照らしながら、判断を任されるのは、司法の場の裁判官である。このように、「妥当な和解」は、優れて司法的なアプローチである<sup>19</sup>。

もう1つは、「協議による調整 (ajustement concerté)」である。これは紛争当事者同士での交渉を通じて和解に至るアプローチである。ブシャール＝テイラー委員会の見解としては、後者の「協議による調整」のアプローチの方を強く推奨している (Bouchard et Taylor, 2008, pp. 64-65)。なぜなら、「協議による調整」のアプローチの方が、文化間の対話を通じて統合を図る間文化主義の理念に即しているからである。従って、ブシャール＝テイラー委員会の中では、「妥当な和解」は紛争解決の「最後の手段」として位置付けられているのである (Bouchard et Taylor, 2008, p. 65)。

確かに、この「妥当な和解」に至る前段階である「協議による調整」によって、ケベックの市民に対して対話の重要性を促し、間文化主義の理念を植えつける意味は大きい。また、紛争の多くは、実際には裁判までもつれこまないかもしれないが、当事者同士の話し合いで解決できるような次元の事例であれば、「協議による調整」で解決する。しかしながら、権利間の複雑な対立の場合には、最終的な判断が裁判官による「妥当な和解」に帰せられる<sup>20</sup>。そこでの「妥当な和解」を行うかどうかの基準は、個人の基本権を保護する目的の「ケベック人権憲章」を基準にしており、訴えも個人からの裁判所への訴えを広く認めている。従って、この点において普遍的な個人的権利の保障が法的手続きによってなされることが強調される。

#### 4. サン・ジャン・バティスト協会によるブシャール＝テイラー委員会報告への批判

以上のようなブシャール＝テイラー委員会の報告書の立場に対して、ケベック社

会の現場ではフランス語系マジョリティの文化の保護を目的とする団体から多くの反対意見が提示されたことは先に述べた通りである。そうした反対意見の中でブシャール＝テイラー委員会の提案に対して体系的に反論を構築したのがサン・ジャン・バティスト協会モリシー支部であった。彼らの主張の中で、ケベック・ネイションはどのように捉えられているだろうか。注目すべきは、彼らにとってネイションの文化は固定的なものではなく、絶えず作り替えられるものであると述べられていることである。それゆえ、彼らもまた1960年代の「静かな革命」を通じてケベックは伝統的な価値観に軸を置くアイデンティティから解放され、自らを普遍性 (universalité) によって定義するようになったことを認めている。しかし、サン・ジャン・バティスト協会は、ケベックが表現の自由や権利の平等、民主主義などの普遍的な価値を認めてきた一方で、そのアイデンティティと帰属の基盤である独特な文化要素を維持保存してきたことにも注意を払っている。それら独特な要素とは、言語、領域、制度及び文化である (Société Saint-Jean-Baptiste de la Mauricie, 2007, p. 5)。

以上のようなネイション理解に基づき、サン・ジャン・バティスト協会はブシャール＝テイラー委員会の報告書に対して重要な批判を行っている。それは、ブシャール＝テイラー委員会の「和解」の方式である「妥当な和解」に関する問題である。ブシャール＝テイラー委員会では、「妥当な和解」は最後の手段であり、「協議による調整」を奨励してはいる。しかし、サン・ジャン・バティスト協会によれば、和解の実践の要求の多くは、司法の場まで持ち越されているという事実があるとした上で、「協議による調整」が成立した事例の多くは、法律上の起訴を避けるためののみなされたものにすぎないとする。結局、「妥当な和解」は、和解方式の過度な司法化 (judiciarisation) をもたらし、調和のとれた文化間の和解を妨げると批判する。さらに、「妥当な和解」の手法の司法的アプローチは、本質的に集合的な性格を帯びる問題を「個人主義化 (individualiser)」する傾向があると指摘する。和解の司法的アプローチは、公的領域における宗教の問題など、集合的な性格を帯びる問題の管理を放棄し、カナダの裁判所の決定に任せてしまうことになる。このことこそが、まさにケベック人が示す激しい苛立ちの根源であるとする (Société Saint-Jean-Baptiste de la Mauricie, 2007, pp. 12-13)。

以上の点に関して、今日重要な問題を提起している事例として、ケベックの公的領域におけるカトリック信仰の位置を扱う場合の問題がある。彼らによれば、多くのケベックの住民にとって、ケベックのカトリック信仰のいくつかの要素はケベックの集合的遺産、ひいてはアイデンティティの不可欠な部分を成している。その例として、祝日や、クリスマスの儀式、民謡、建築物を挙げる。これらの要素をケベック社会の全ての成員と共有することは何ら倫理的な問題を提起せず、先験的に同意が得られるものである。しかし、公共の建物における十字架や、聖書、祈祷などは、建築の文化的遺産に含まれるか、それとも政教分離というライシテの原理の違反になるのかは、州議会で議論の余地がある対象であるとされる (Société Saint-Jean-Baptiste de la Mauricie, 2007, p. 16)。

ここで、問題となるのは、ブシャール＝テイラー委員会による多様性の調整の方式が、「妥当な和解」方式に見られる通り、個人々からの訴えや「司法の政治」を広く認めている点である。裁判官のような、州民に選ばれていない者に、「妥当な和解」の個々の判断を任せるのではなく、州民の選挙による代表者の集まりであるケベック州議会によって、ケベック固有の歴史、アイデンティティ、価値観を反映した政教分離の制度を法的に確立する必要があると主張するのである。従って、サン・ジャン・バティスト協会は、ブシャール＝テイラー委員会の間文化主義政策ではフランス語系マジョリティの文化の維持に関するケベックの正当な集合的権利が守られないと述べている（*Société Saint-Jean-Baptiste de la Mauricie*, 2007, p. 16）。実際、サン・ジャン・バティスト協会の見解は、ケベックの市民の全体の見解を反映するわけではないかもしれないが、「はじめに」で述べたように、世論調査から見ると、実際のケベック州民の大半は、フランス語系マジョリティの価値観が侵害される不安感を強く感じていたのであった<sup>21</sup>。

## 5. 結びに代えて

本稿で検討してきたように、ブシャール＝テイラー委員会が最終報告書において主張した間文化主義については、多文化主義に代わる新たな社会統合政策として期待する向きもあったが、他方で公表直後から現場のケベック社会での受容には大きな困難が伴った。ブシャール＝テイラー委員会の提言に関しては、州議会の十字架像の維持の問題に象徴されるようにシャレ州首相の反対や知識人からの批判が相次いだ。本稿では、このブシャール＝テイラー委員会の最終報告書の理論的問題点を、ケベック州のフランス語系マジョリティの社会集団の1つであるサン・ジャン・バティスト協会の見解から明らかにすることを試みた。その結果としては、サン・ジャン・バティスト協会の主張からは、ケベックのアイデンティティの問題として、「静かな革命」以後の普遍的な価値観の共有という点に加えて、フランス語系マジョリティ固有の文化の保護という点もまた重要なアイデンティティを支えるものであることが明らかになった。さらに、ブシャール＝テイラー委員会の報告書では、「妥当な和解」の方式は、個人的な権利の保護とその実践の手段として裁判官の判断に依拠するような司法の政治に偏り、ケベック社会の統合に関わるケベックの集合的権利として扱う問題を個人的な権利の問題として扱ってしまうという問題が見られることが明らかになった。その結果、今日問題になっているのは、フランス語系マジョリティのカトリック信仰の文化的遺産の保護をいかに図っていくかという問題である。

フランス語系マジョリティの集合的権利としての固有の文化の保護という視点は、今日のケベック州で袋小路になりつつある政教分離の原理であるライシテを巡る問題を検討する上でも重要な視点となるだろう。しかし、フランス語系マジョリティの固有の文化の保護は、当然のごとくマジョリティの専制に陥る危険性も同時に孕む問題である。それゆえ、今後、ライシテを巡る議論において、マイノリティの権利の保護を考慮しながら、いかにフランス語系マジョリティの文化の保護を

図っていくかについてさらなる検討が求められるであろう。

(あらき たかひと 岐阜市立女子短期大学専任講師)

## 注

- 1 エスニック文化マイノリティとは、移民受け入れ社会にあってエスニック文化によって繋がれた人々の集団を意味する。集団間の結婚による子供の場合など複雑な事例はあるが、大まかに言って、1960年代以降にケベック州に移民した人々とその子孫を指す(丹羽、2016年、p.59)。
- 2 ムスリムの女性が、頭髪を隠すために着用するヴェール。2003年9月、ピエールフォン(Pierrefonds)の私立学校シャルルマーニュ・コレージュ(Collège Charlemagne)において、ヒジャブを脱ぐことを拒否した女子生徒が退学となった(Bouchard et Taylor, 2008, p. 51)。
- 3 正統派のシク教徒が携帯する短剣。その所持は、本来、宗教的慣習に基づく護身用のシンボリックの意味だとされるが、シク教徒以外の市民は、危険なものを受け止め、その禁止を求めた(竹中、2011年、p.17)。2004年ケベック控訴院はキルパンの携帯の権利を禁じたが、2006年、カナダ高等裁判所は、ケベック控訴院判決を覆し、男子生徒の信仰の自由と他の生徒の安全を調整するという理由で男子生徒が学校にキルパンを携帯する権利を許可した(Bouchard et Taylor, 2008, pp. 50-53)。竹中(2014, p. 147)も参照。
- 4 2006年3月、モンリオールのパルク通りに位置するYMCAに対して、肌を露出した体操着の女性が外側から見えないよう求める正統派ユダヤ教徒からの要望が出された。その結果、YMCA側がトレーニングルームの窓ガラスを通常の窓ガラスから、曇りガラスに変更することを決定した事件(Bouchard et Taylor, 2008, p. 70)。
- 5 デイヴィッド・キャメロン(David Cameron)イギリス首相やアンゲラ・メルケル(Angela Merkel)ドイツ首相が行った2010年10月の多文化主義失敗宣言の後、欧州諸国では間文化主義への注目が高まりつつある。次の文献T. Cattle(2012)も参照。
- 6 引用は以下の電子書籍の該当箇所による。Lamy(2015, Chapitre 4, Section 7, para 3)。
- 7 「憲法的愛国主義」については、ハーバーマス(2014, p. 125)を参照。
- 8 それぞれの社会集団のブシャール＝テイラー委員会に対する公式声明は、以下のウェブサイトを参照。

人権と青少年の権利委員会、Commission des droits de la personne et des droits de la jeunesse(2008)« Rapport Bouchard-Taylor: Une discussion publique enrichissante, à poursuivre sereinement ». <http://www.cdpdj.qc.ca/fr/medias/Pages/Communique.aspx?showitem=520> (最終アクセス 2017年3月27日)

人権連盟、Ligue des droits et libertés(2008)« Commission Bouchard-Taylor : les Québécois-e-s attachés aux droits humains, selon la Ligue des droits et libertés », Communiqué de presse, le 22 mai 2008. <http://liguedesdroits.ca/?categorie=laicite> (最終アクセス 2017年3月4日)

ケベック弁護士会、Barreau du Québec(2008)« Analyse du rapport Bouchard-Taylor », Communiqué, le 31 mai 2008. <http://www.barreau.qc.ca/fr/actualites-medias/communiqués/2008/05/31-bouchard-taylor> (最終アクセス 2017年3月27日)

アラブ・ムスリム諸団体、Les organisations arabes et musulmanes(2008)« Les organisations arabes et musulmanes accueillent favorablement les recommandations du rapport de la Commission

Bouchard-Taylor sur les accords raisonnables », Communiqué de presse, le 23 mai 2008. <http://pointdebasculecanada.ca/appui-au-rapport-de-la-commission-bouchard-taylor/> (最終アクセス 2017年3月27日)

- 9 ブシャール＝テイラー委員会の開催中の時点から、共通言語としてのフランス語の徹底を推進する団体である Le Mouvement Montréal français は、ブシャール＝テイラー委員会が、英語での討論者にフランス語の通訳をつけなかったり、英語での公開討論を行ったりしていたことは、フランス語がケベック社会の統合の基盤の役割を果たしていないと批判していた。Mouvement Québec Français, (2007) « La Commission Bouchard-Taylor ghettoise les anglophones ! ». <https://quebecfrancais.org/la-commission-bouchard-taylor-ghettoise-les-anglophones-2> (最終アクセス 2017年3月17日)  
また、Immigration Watch Canada によれば、ブシャール＝テイラー委員会は、フランス語系マジョリティの不安を解消する政策を十分に行っておらず、マイノリティの側にはなく、マジョリティの側に責任の多くを負担させていることを以って、「コストのかかった失敗」という一語に尽きるとした。  
Immigration Watch Canada, (2008) « Bouchard-Taylor Commission Report A Costly Failure ». <http://immigrationwatchcanada.org/2008/05/22/bouchard-taylor-commission-report-a-costly-failure/> (最終アクセス 2017年3月26日)
- 10 La Presse « Québec envisage le retrait du crucifix à l'Assemblée nationale ». [http://plus.lapresse.ca/screens/4088-90f4-52542467-95c9-2f30ac1c606d%7C\\_0.html](http://plus.lapresse.ca/screens/4088-90f4-52542467-95c9-2f30ac1c606d%7C_0.html) (最終アクセス 2017年1月9日)
- 11 Encyclopédie du patrimoine culturel de l'Amérique française, « Réseau des Sociétés Saint-Jean-Baptiste : de l'unité des Canadiens français au nationalisme des Québécois ». [http://www.ameriquefrancaise.org/fr/article-127/R%C3%A9seau\\_des\\_Soci%C3%A9t%C3%A9s\\_Saint-Jean-Baptiste:\\_de\\_l%27unit%C3%A9\\_des\\_Canadiens\\_fran%C3%A7ais\\_au\\_nationalisme\\_des\\_Qu%C3%A9b%C3%A9cois.html#.WNkUZjG1vIU](http://www.ameriquefrancaise.org/fr/article-127/R%C3%A9seau_des_Soci%C3%A9t%C3%A9s_Saint-Jean-Baptiste:_de_l%27unit%C3%A9_des_Canadiens_fran%C3%A7ais_au_nationalisme_des_Qu%C3%A9b%C3%A9cois.html#.WNkUZjG1vIU) (最終アクセス 2017年3月27日)
- 12 ブシャール＝テイラー委員会発足までの経緯については、飯笹 (2009, pp. 62-74) を参照。また、1980年代に遡ると言われるケベック州の社会統合政策としての間文化主義の理念の変遷については、丹羽 (2016) を参照。
- 13 本稿における引用は、邦訳があるものについては邦訳を参考にしたが、一部訳を改めたところがある。
- 14 ここでの「リベラル」はリベラル・ナショナリズムを意味する。リベラル・ナショナリズムとは、「社会的連帯の前提としてナショナリティを位置付け、リベラルで民主主義的な価値を体現するシティズンシップと、その具体的な表象であるナショナルな文化やアイデンティティを強調することを通して諸民族の多様性の承認と民族間の平等と連帯を目指す」立場である (安達、2013, p. 14)。また、フランス系カナダのネイションを重視するケベックの社会学者フェルナン・デュモン (Fernand Dumont) のネイション観との対比でブシャールのネイション観を論じたものとしてデュモン (2016) 所収の伊達による訳者解説を参照。
- 15 テイラーと近代自由主義の関係については、中野剛充も以下のように指摘している。テイラーのコミュニタリアニズムは、近代アイデンティティの真正な独自性の維持と発展のために設計されたものであり、そこではつねに近代アイデンティティの個人主義的な要素が内包されている (中野、2007, p. 145)。

- 16 もっとも、2017年1月のケベック・シティで生じたフランス語系カナダ人の青年によるモスク銃撃事件を受けて、テイラーは、自らがプシヤール＝テイラー委員会において共同委員長として示した政教分離政策についての提案（裁判官や検察官などの公務員が就業中に宗教的シンボルを着用することを禁止する）の撤回を表明し、宗教的マイノリティの宗教的シンボルの着用に対してより寛容な立場に転換し、プシヤールとは異なる立場を明確に打ち出そうとしている。プシヤールとテイラーの間文化主義の理念の相違については今後の検討課題である。
- 17 1977年のフランス語憲章制定時のケベック・ネイションの定義を巡る論争は、荒木（2015、pp. 89-94）を参照。2006年におけるカナダ連邦下院での「ケベック・ネイション」決議の際のケベック・ネイションの定義を巡る論争については、丹羽（2008、pp. 57-59）を参照。
- 18 報告書の原文においては、「ケベックの人権憲章及びカナダ人権憲章を下支えする主要な価値観（les principales valeurs qui fondent les chartes québécoise et canadienne）」とあるが、ケベックの人権憲章並びにカナダの人権憲章の基盤となる理念は、個人の権利と自由の擁護であることは明らかであるため、ここでは「近代的個人主義に基づく」とした。ケベックの人権憲章の制定における議論は、荒木（2015、pp. 112-119）を参照。また1982年憲法に組み入れられたカナダ人権憲章の制定を巡る政治過程については、荒木（2015、pp. 119-154）を参照。
- 19 「和解」の様式の詳細については、仲村（2012）を参照。
- 20 実際に、ケベック州の文化間の差異を巡る騒動を象徴するシク教徒の生徒がキルパンを学校に携帯した事例はカナダの最高裁判所までもつれ込んだ事例であった。
- 21 また、2007年1月10日にレジェ・マーケティングとル・ドゥヴォワールが行った調査では、「妥当なる和解」についてケベック市民の83%が反対しているというデータもある（丹羽、2016、p. 53）。

## 参考文献

- 安達智史（2013）『リベラル・ナショナリズムと多文化主義』勁草書房。
- 荒木隆人（2015）『カナダ連邦政治とケベック政治闘争—憲法闘争を巡る政治過程』法律文化社。
- Bouchard, Gérard (1999), *La nation québécoise au futur et au passé*, Montréal, vlb éditeur.
- (2001), *Genèse des nations et cultures du Nouveau Monde*, Montréal, Boréal（邦訳：竹中豊・丹羽卓監修、立花英裕・丹羽卓・柴田道子・北原ルミ・古地順一郎訳『ケベックの生成と「新世界」：「ネイション」と「アイデンティティ」をめぐる比較史』、彩流社、2007年）
- (2011), « Qu'est-ce que l'interculturalisme ? », *McGill Law Journal* 56 (2), pp. 395-468.
- (2012), *L'interculturalisme : Un point de vue québécois*, Montréal, Boréal.
- Bouchard, Gérard, Charles Taylor (2008), *Fonder l'avenir. Le temps de la conciliation*, Québec, Gouvernemet du Québec.
- Cantle, Ted (2012), *Interculturalism : The New Era of Cohesion and Diversity*, Basingstoke, Palgrave Macmillan.
- La Charte des droits et libertés de la personne du Québec (1975).
- 伊達聖伸（2016）「ケベックにおける間文化主義的なライシテー—その誕生と試練（上）」『思

- 想』2016年10月号、pp. 6-28.
- デュモン、フェルナン (2016) 『記憶の未来：伝統の解体と再生』(伊達聖伸訳)、白水社。
- ハーバーマス、ユルゲン (2014) 『自然主義と宗教の間』(庄司信、日暮雅夫、池田成一、福山隆夫訳)、法政大学出版会。
- 飯笹佐代子 (2009) 「多文化社会ケベック、共存への模索—「妥当なる調整」を巡る論争—」『ケベック研究』創刊号、pp. 62-74.
- Gagnon, Bernard (2010), « Introduction », dans Bernard Gagnon (dir.), *La Diversité québécoise en débat*, Montréal, Québec Amérique.
- ガニョン、アラン = G (2015) 『マルチナショナル連邦制』(丹羽卓訳)、彩流社。
- Lachapelle, Guy et al. (1993), *The Quebec Democracy : Structures, Processes & Policies*, Toronto, McGraw-Hill Ryerson Limited.
- Lamy, Guillaume (2015), *Laïcité et valeurs québécoises : Les sources d'une controverse*, kindle edition, Montréal, Québec Amérique.
- Levine, Marc V. (1990), *The Reconquest of Montreal : Language Policy and Social change in a Bilingual City*, Philadelphia, Temple University Press.
- 中野剛充 (2007) 『テイラーのコミュニタリアニズム—自己・共同体・近代』、勁草書房。
- 仲村愛 (2012) 「ケベック州『和解』の原理—ブシャール=テイラー報告を読む—」『ケベック研究』第4号、pp. 90-106.
- 丹羽卓 (2008) 「Québécois Nation Motion を巡る言説とその意味」『金城学院大学論集』第5巻第1号、pp. 51-66.
- (2016) 「ケベックの社会統合政策の進展」『ケベック研究』第8号、pp. 44-63.
- Rocher, François, Micheline Labelle (2011), « L'interculturalisme comme modèle d'aménagement de la diversité : compréhension et incompréhension dans l'espace public québécois » dans Bernard Gagnon (dir.), *La Diversité québécoise en débat*, Montréal, Québec Amérique.
- La Société Saint-Jean-Baptiste de la Mauricie (2007), « Mémoire présenté à la commission Bouchard-Taylor, Les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturelles ». [http://www.ssjbmauricie.qc.ca/fr/la\\_ssjb\\_en\\_action/medias\\_et\\_publications/publications.asp](http://www.ssjbmauricie.qc.ca/fr/la_ssjb_en_action/medias_et_publications/publications.asp). (最終アクセス 2017年3月29日)
- Thériault, Joseph Yvon (2010), « Entre républicanisme et multiculturalisme : La Commission Bouchard-Taylor, une synthèse ratée », dans Bernard Gagnon (dir.), *La Diversité québécoise en débat*, Montréal, Québec Amérique.
- 竹中豊 (2011) 「解題 ケベック・アイデンティティの再構築に向けて」、ジェラルド・ブシャール、チャールズ・テイラー編 『多文化社会ケベックの挑戦』(竹中豊、飯笹佐代子、矢頭典枝訳)、明石書店。
- (2014) 『ケベックとカナダ：地域研究の愉しみ』、彩流社。
- Taylor, Charles (1991), *The Ethics of Authenticity*, Cambridge, Harvard university press. (邦訳：田中智彦訳『〈ほんもの〉という倫理：近代とその不安』産業図書、2004年)
- (1993) *Reconciling the Solitudes : Essays on Canadian Federalism and Nationalism* Montreal & Kingston, McGill-Queen's University Press.